

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和7年3月受付分）

<福祉推進のために>

○(公社)北見地方法人会女性部会 様 (北3条東)	30,000円
○社交ダンスの会「ウィーブ」 様 (花月町)	12,500円
○陶芸サークル萩 様 (東陵町)	5,000円
○ことぶき絵手紙サークル 様 (北央町)	5,000円
○多田 弘子 様 (青葉町)	153,561円
○高橋 知也 様 (留辺蘂町)	700円

<故人が生前お世話になったため>

○戸村 英子 様 (端野町)	20,000円	○故小谷 正子 様 (端野町)	10,000円
○白石 建蔵 様 (常呂町)	30,000円	○松浦 利男 様 (留辺蘂町)	20,000円
○本田 勇治 様 (留辺蘂町)	10,000円	○佐藤 悦子 様 (留辺蘂町)	10,000円